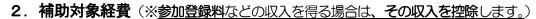
# プレミアム付商品券等発行支援事業

物価高騰の影響を受ける、小売・サービス業等の事業者支援や商店街の活性化、 地域における消費の喚起・下支えを行うため、プレミアム付商品券の発行などを 行う商店街・通り会に対し助成を行います。

# 1. 補助対象となる団体

- (1) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- (2) 商店街・通り会の団体
- (3) 産業振興や街づくりなどの目的を持って、自主的に活動している任意の団体 など
  - ※市内に主たる事務所を有すること、定款・規約等があること、1年以上の活動実績があることなどの要件があります。詳しくは担当者にお問い合わせください。



- (1) <u>商品券に上乗せするプレミアム負担額</u> (プレミアム率の上限:20%) **又は電子決済によるポイント付与額** (ポイント付与率の上限:20%)
- (2) 事務経費(印刷費、広報費、換金手数料、委託料等)

# 3. 補助対象事業

プレミアム付商品券の発行又は電子決済によるポイント付与に関する事業が対象となります。

- ※商品券を使用できる期間(有効期限)又はポイント付与の対象期間は、6か月以内のものに限ります。
- ※商品券の使用期限及びポイント付与期限は令和7年1月31日までとし、実績報告書を令和7年2月 28日までに提出できるものが対象となります。

#### 4. 補助率 補助限度額

項目		内 容	補助率	補助限度額	
プレミアム付商品券等発行支援事業				<b>2,000 万円</b> ※2	
※1 電子決済によるポイント付与を含む				(千円未満切捨て)	
	プレミアム	・商品券に上乗せするプレミアム負担額	10/10	販売金額の2/10以内	
	負担額	※ポイント付与の場合、その付与分	以内		
	事務経費	<ul><li>・商品券等の印刷に要する経費</li><li>・宣伝及び啓発に要する経費</li><li>・手数料(特定可能なもの)、商品券の換金に</li></ul>	10/10	販売金額が 8,500 万円超	600万円
		要する経費 ・委託料、商品券販売等事業の実施に直接要する経費 など		販売金額が 8,500 万円以下	300万円

※1 対象店舗を<u>市内の店舗に限定できる場合、かつ、利用状況(決済額、ポイント付与額等)を随時把握で</u>きる場合に限り、電子決済によるポイント付与を可とします。

また、プレミアム付商品券(以下、商品券)には電子商品券を含み、電子決済によるポイント付与は決済額に応じてポイントを付与するポイント還元方式のことをいいます。

※2 複数の商店街、通り会等で構成する組織(連合会組織等)で、構成する団体数が2~4の組織は2倍、 5以上は3倍を補助限度額とします。

#### 5. 申請受付期限

<u>令和6年1月10日(水)から8月30日(金)まで</u> ※申請額が予算額に達し次第終了となります。

お問い合わせください!

申請前に必ず

#### 6. 申請回数 各団体1回限り

(他の申請団体の構成員として本事業に参加した場合、別途、商店街単独で利用期間等を同じに したスキームでの発行はできません。)

#### 7. 補助金の交付

補助金の交付決定額の範囲内で概算払により交付することができます。

概算払の請求には、補助金等概算払請求書及び概算払理由書の提出が必要です。

## 8. 補助対象外となる事業

- (1) 参加店舗が市内に限られていないもの
- (2) 次に掲げる対象外商品等を受けることができるもの
  - 不動産又は金融商品 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (3) (2) に規定する対象外商品等を主とした店舗等を参加店舗とするもの
- (4) 電子決済によるポイント付与の決済額やポイント付与額等利用状況を随時把握できないもの
- (5) 次のいずれかに該当するもの
  - 当該事業の主たる効果が市外で生じるもの
  - 国及び地方公共団体が実施する他の制度による補助、助成又は委託を受けているもの
  - 当該事業により生じた利益、残余財産等を会員に分配するもの

## 9. 留意事項

- (1) 商品券の購入限度額は、1人当たり上限3万円(ポイント還元方式の場合の付与限度額は1人当たり上限6千円)以下に設定し、多くの方に購入・利用されるよう工夫すること
- (2) 商品券の販売単位及び1枚当たりの額面は、購入者が購入しやすいよう考慮して決定すること
- (3) 商品券の販売前には十分な期間をとって広く周知し、多くの市民に購入の機会が公平に与えられるよう、抽選方式の導入などに努めること
- (4) 購入者が<u>有効期限内に商品券を使い切れるよう、現金や他の電子ポイントと合わせた支払いを可能にするよう努めること</u>
- (5) 転売、譲渡及び換金を行うことができないことを広く周知すること
- (6) 商品券には適切な偽造防止策を講じること

令和5年のプレミアム付商品券等発行支援事業を実施中の団体は、当該事業が終了し、実績報告書の提出(令和6年2月29日締切)後に申請を受け付けます。

#### 10. 実績報告時に必要となる主な添付書類

- 経費明細書及び支出を証明する書類又はその写し、写真、チラシ等事業の実施実績を示すもの
- ・商品券の換金状況又はポイント付与状況が分かるもの(明細及び集計一覧表)等
- 使用されずに失効した商品券等の精算上の取扱いについては、その額面を補助対象経費から控除します。
- ポイント還元方式によるポイント付与額については、有効期限等により使用されずに失効するポイントを 考慮し、一定の失効率を踏まえた額を補助対象経費とします。

#### 11. その他

- 経験の少ない商店街等におかれまして、実績のある商店街等との共同実施や、商品券の作成・換金事務等の業務委託等による実施をご検討ください。
- 補助事業の内容及び経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、<u>5年間保存してください</u>。

【問い合わせ先】 鹿児島市 産業支援課 商業サービス業係 【電 話】099-216-1322(直通) 【メール】san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp



令和5年12月26日作成